

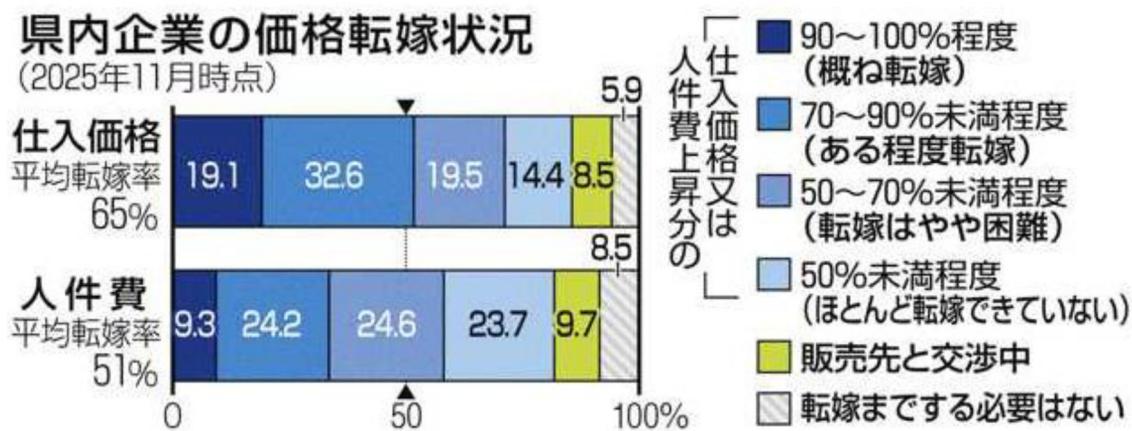
## 企業の価格転嫁 十分と言い難く

県内企業における価格転嫁は道半ばだ。百五総合研究所が11月中旬から下旬に県内の236事業所から回答を得た調査では、原材料費や燃料・電気代、副資材費などの仕入価格の販売価格への転嫁率は回答平均で65%、人件費では51%となった。また、仕入価格上昇分の70%以上を転嫁できている企業の割合は51.7%、人件費では33.5%にとどまった。価格転嫁は一定進んでいるものの、十分とは言い難い状況にある。

消費者からすれば値上げは歓迎できないが、企業が収益を確保できなければ値上げの継続は難しい。物価高が続く中、値上げの流れが止まれば個人消費への影響も懸念される。

今月1日に施行された下請法の改正法「取適法」（中小受託取引適正化法）では、委託事業者が価格交渉の協議に応じず一方的に代金額を決定することを新たに禁止するなどの規制内容が追加されたほか、法の適用対象となる事業者や取引の範囲が拡大された。価格転嫁を阻害する商習慣をなくし、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の促進・定着を図ることが目的だ。資金力の弱い中小企業では、特に人件費も含めた取引価格の適正化が不可欠だ。法の浸透により、経営の安定や値上げ継続などの好循環が期待される。

（地域調査部 主任研究員 谷ノ上 千賀子）



※グラフは中日新聞記事より転載

中日新聞「データを読む（百五総合研究所 谷ノ上千賀子さんに聞きました）」

2026年1月22日